

2023年10月制度スタート!

# インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士  
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

## 第8回

簡易課税制度を  
選択すると  
納税負担が軽減される  
ケースがご紹介します



今 回は、消費税の節税の可能性がある簡易課税制度について、その効果例を挙げて解説します。

### 簡易課税方式における 納付消費税の計算法

事業者が納める消費税額は、課税期間中の「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除して計算する原則課税方式が基本となります。

ただし「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に税務署に提出した課税事業者のうち、基準期間（個人事業主の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が5000

万円以下の事業者については、簡易課税方式による納付消費税の計算が認められています（届出を提出済みでも、基準期間の課税売上高が5000万円を超えていれば、その課税期間について簡易課税制度は適用できず、原則課税方式により消費税額を計算します）。

なお、簡易課税方式を適用した事業者は、原則として2年間継続した後でなければ、その適用をやめることはできません。

簡易課税方式では、課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算

します（図表1）。

2種類以上の事業を営む場合には、それぞれの事業区分ごとの課税売上に係る消費税額に、事業区分ごとのみなし仕入率を掛けて計算しますが、次のような特例が設けられています。

- 1種類の事業区分の課税売上高が全体の75%以上である場合
- 「全体の課税売上に係る消費税額」×「その特定の事業区分のみなし仕入率」

- 2種類の事業区分の課税売上高の合計額が全体の75%以上である場合

「2種類のうちみなし仕入率の高いほうの事業の課税売上に係る消費税額」×「高いほうのみなし仕入率」+「他方の課税売上に係る消費税額」×「低いほうのみなし仕入率」

### 簡易課税方式の選択が 有利なケース

課税売上高が2000万円以下で、課税仕入れのすべてについ

図表1 簡易課税方式による計算

<計算式>

課税売上に係る消費税額 - 課税売上に係る消費税額 × みなし仕入率

業種に応じた事業区分		みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	農林漁業、建設業、製造業など	70%
第4種	飲食業、その他の事業	60%
第5種	運輸業、通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種	不動産業	40%

出所：筆者作成

図表2 消費税納税額の推移シミュレーション（製造業）

単位：万円

項目	本体価格	原則課税方式				簡易課税方式
		従来	R5/10~	R8/10~	R11/10~	
①課税売上	2,000	200	200	200	200	200
②課税仕入れ (インボイス無※)	1,500	150	120	75	0	140
<b>消費税納税額</b> ①-②		<b>50</b>	<b>80</b>	<b>125</b>	<b>200</b>	<b>60</b>

※経過措置により、R5/10~R8/9の期間は80%、R8/10~R11/9の期間は50%の仕入税額控除可

出所：筆者作成

消費税を納税していました。一方で、簡易課税方式により計算される納付消費税額は、課税売上に係る消費税から、その消費税に製造業のみなし仕入率70%を掛けた140万円を控除した後の60万円となっています。インボイスがない取引に係る消費税の仕入税額控除については、制度導入後3年間は80%の120万円、その次の3年間は50%の75万円の仕入税額控除が認められています。制度導入後6年経過後には、インボイスのない取引については、仕入税額控除がまったくできなくなり、原則課税方式による消費税納税額は、制度開始前の50万円から200万円に増加します。

このように、当初有利だった原則課税方式による消費税納税額は、経過措置を経て段階的に増加し、簡易課税制度による納税額60万円のほうが有利になるケースも増えてくるでしょう。ただし、多額の設備投資があ



- 簡易課税方式では、課税期間における課税売上に係る消費税額に「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、消費税納税額を計算できる
- 原則課税方式の場合、インボイスがない取引に係る消費税の控除については経過措置が設けられており、具体的な試算をもとに簡易課税方式と比較し適用を検討する必要がある

る場合には、原則課税制度を適用したほうが仕入税額控除額は多くなること、一度簡易課税方式を選択すれば2年間は継続して適用しなければならぬこと等を考慮し、具体的な試算は顧問税理士に依頼するようお客様に案内しましょう。

BB

てインボイスがない製造業を営む事業者を例に、消費税納税額を比較します(図表2)。インボイス制度開始までは、原則課税方式により課税売上に係る消費税200万円から、課税仕入れに係る消費税150万円を全額控除し、差引50万円の